

府中市子ども・子育て審議会虐待等防止対策部会設置要領（案）

（趣旨）

第1 この要領は、府中市子ども・子育て審議会条例（平成25年6月府中市条例第25号）第9条の規定に基づき、児童福祉法（令和7年法律第29号）第33条の15第1項に規定する審議会等として、府中市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）に虐待等防止対策部会（以下「部会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2 部会は、本市が所管行政庁となる施設及び事業における虐待等に関し、次に掲げる事項を所掌することとし、その結果を審議会に報告する。

- (1) 市が講じた虐待対応に係る措置（判断の適切性を確認するため、市が虐待の事実があったとの判断には至らなかった事案を含む。）について、報告を受け、必要に応じて意見を述べること。
- (2) 重大な虐待事案又は緊急を要する案件が生じた場合は、臨時に開催される部会において報告を受け、意見を述べること。
- (3) 市が虐待の判断に迷う事案又は対応が困難な事案について、市からの相談を受け、専門的見地から助言を行うこと。
- (4) 必要に応じて関係者から意見の聴取や資料の提供を求めること。

（組織）

第3 部会は、次に掲げる者のうちから、審議会の会長が指名する委員若干名をもって組織する。

- (1) 弁護士
- (2) 医師
- (3) 児童福祉の専門家（学識経験者、児童福祉行政経験者、児童福祉施設関係者その他これに類する者をいう。）

（委員の任期）

第4 委員の任期は、審議会委員の任期に準ずる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会長及び副部会長）

第5 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

- 2 部会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の会議は、非公開とする。
- 4 部会の会議は、6か月に1回程度開催する。ただし、報告すべき虐待事案がない場合は、この限りでない。
- 5 部会長は、重大な虐待事案又は緊急を要する案件が生じた場合は、臨時に部会を開催することができる。

(委員以外の者の出席)

第7 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8 部会の庶務は、子ども家庭部子ども家庭支援課、保育支援課及び児童青少年課において処理する。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、令和8年 月 日から施行する。